

第53回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月12日（木曜日）
午前10時

場所

和歌山市中島184番地の3
株式会社オークワ
教育研修センター
4階大ホール



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/8217/>



株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

● 目次

第53回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	17
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	22
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件	27
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	27
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役 等の非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬決定の件	28
事業報告	31
計算書類	52
連結計算書類	55
監査報告書	58

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

ご挨拶

～私たちの目指すもの～

「変わらぬ想いで 変わり続けるスーパーマーケット」

代表取締役社長

大桑 弘嗣



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素よりオークワグループの事業活動にご理解、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。第53回定時株主総会を2022年5月12日（木）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、また不自由な生活を余儀なくされている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、感染拡大の防止にご尽力をされている医療関係者をはじめとする皆様に深く感謝申し上げます。

1959年の創業来、当社は「お客様の生活文化の向上」と「社会への大きな貢献」を基本理念に、お客様の豊かで快適な暮らしに寄与し、地域の皆様のご支持をいただきながら地域密着企業として成長発展することが使命であると考えております。2022年度のスタートにあたり、多様化するお客様ニーズ、とりわけコロナ禍で顕在化した消費者行動や企業活動の大きな変化、ESGやサステナビリティに対する意識の高まり、デジタル・テクノロジーの進展など、お客様視点を起点とした「変化への対応」を経営課題に、お客様の利便性の向上、商品力の強化、店舗設備投資、業務改革、システム投資に継続的に取り組んでまいります。

お客様に「楽しさと便利さ」を提供できる店舗作りのために『変わらぬ想いで、変わり続けるスーパーマーケット』を目指し、地域社会への貢献、企業価値の向上、持続的な成長により、お客様、株主の皆様をはじめお取引先様、ステークホルダーのご期待にお応えするために、グループ従業員一丸となって、競争力と収益力の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒より一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2022年4月

株 主 各 位



和歌山市中島185番地の3
株式会社 **オークワ**
代表取締役社長 大 桑 弘 嗣

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3ページから4ページのご案内に従って2022年5月11日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山市中島184番地の3
株式会社オークワ教育研修センター 4階大ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第53期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知添付書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okuwa.net/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okuwa.net/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

当日ご出席されない場合

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2022年5月11日(水曜日)
午後6時到着分まで

● スマート行使およびインターネット等によるご行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてご行使ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限

2022年5月11日(水曜日)
午後6時行使分まで

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年5月12日(木曜日)
午前10時

書面による議決権行使

※通常より郵送に時間を要する可能性がありますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

● 議決権行使書のご記入方法

ここに各議案の賛否をご記入ください。

第1号 下の候補議案(者を除く) 議

賛 否

選任議案について
 全員賛成の場合 → 賛に○印
 全員反対の場合 → 否に○印
 一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

● 議決権行使書用紙を郵送する場合の注意事項について

	議案		議案
賛否表示欄	賛	→	賛
	否		否

左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は無効票になってしまいます。

誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消していただきますよう、お願いいたします。

～皆様の議決権行使が世界の飢餓と貧困を救う活動につながります～

当社では「スマート行使（はがきでの返送以外の電磁的行為）」により削減される郵送料の一部を「国連WFP」の飢餓と貧困を救う活動にお役立てさせていただきます。

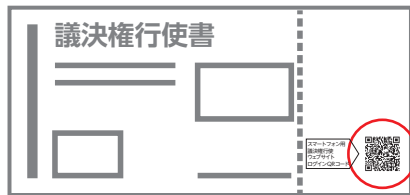
株主の皆様の議決権行使が、世界の飢餓と貧困を救う活動につながる「スマート行使」を是非ご利用ください。

<スマート行使による寄付額> 2021年5月 234,234円

スマート行使によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の皆様へ

あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご不明な点等がございましたら、証券代行ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

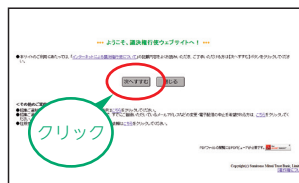
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時 (通話料無料)

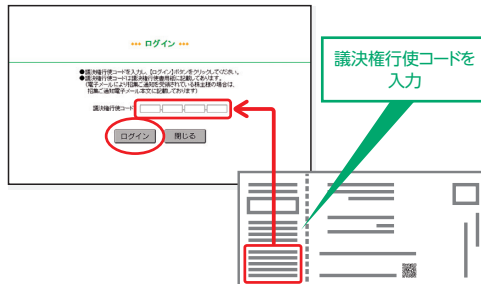
インターネット等によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

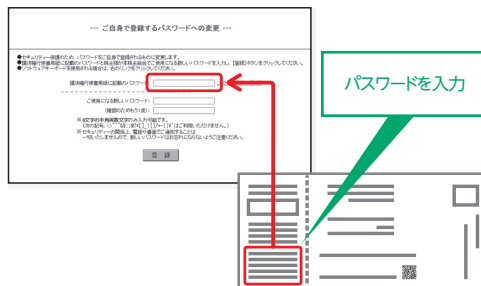
<https://www.web54.net>



2 ログインする



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

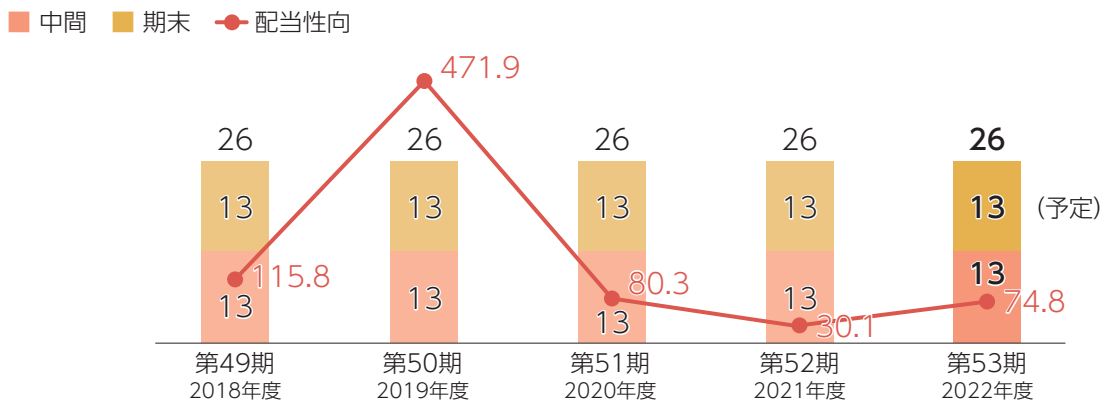
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけ、安定配当の維持を基本としながら、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき13円、総額570,056,890円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月13日

ご参考 1株当たり配当金 (円) と配当性向 (連結) の推移 (%)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。
- (4) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第29条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化を図るため、委任型執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を合理的な水準にするため所要の変更を行うものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関の設置) 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人</u> を置く。	第 4 条 (機関の設置) 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 7 条 (条文省略)	第 6 条～第 7 条 (現行どおり)
(新 設)	第 8 条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 (単元未満株式の買増請求) <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p>	<p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) <u>当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第 9 条 (条文省略)</p>	<p>第 10 条 (現行どおり)</p>
<p>第 10 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 11 条 (株式取扱規則) <u>当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 11 条 (基 準 日) <u>当会社は、毎年 2 月 20 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>	<p>第 12 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</u></p>
<p>第 12 条 (招集の時期) 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月 20 日までにこれを招集する。</p>	<p>第 13 条 (招集の時期) <u>当会社の定時株主総会は、毎年 5 月 20 日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>第 13 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>第 14 条 (決議要件) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 15 条 (決議要件) <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 17 条 (員 数) 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p>	<p>第 18 条 (員 数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第 18 条 (選 任) (新設)	第 19 条 (選 任) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u>	<u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>
第 19 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	第 20 条 (任 期) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 20 条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。	第 21 条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役複数ときは、その順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会はその決議により取締役の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役最高顧問、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. 取締役社長は当会社を代表する。 3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p>	<p>第 22 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役) <u>取締役会はその決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役最高顧問、取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条 (取締役会の権限) 取締役会は法令および定款に定める事項のほか、会社の重要事項を決定する。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の権限) 取締役会は法令および定款に定める事項のほか、会社の重要事項を決定する。<u>ただし、第22条の規定により取締役に委任する事項を除く。</u></p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 (取締役会の決議) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなすものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなすものとする。</u> <u>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>第 26 条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 28 条 (報酬等) 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>第 27 条 (取締役との責任限定契約) (新設)</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 28 条 (員 数) 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 29 条 (選 任) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 (任 期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 33 条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>第 34 条 (監査役会の決議) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、その過半数をもってこれをなすものとする。</u></p>	(削除)
<p>第 35 条 (報 酬 等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p>第 36 条 (監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p>第 30 条 (監査等委員会の招集) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第 31 条 (常勤監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第 32 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
(新設)	<p>第 33 条 (監査等委員会の決議) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなすものとする。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 37 条 (条文省略)	第 34 条 (現行どおり)
<p>第 38 条 (剰余金の配当) <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 20 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第 35 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</u> 2. 前項のほか、<u>当会社は取締役会の決議により、毎年 8 月 20 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>
第 39 条 (条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
<p>第 40 条 (配当金の除斥期間) <u>期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとき、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第 37 条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとき、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（12名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	おおくわ ひろつく 大桑 弘嗣 (満52歳)	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	とがわ こうぞう 東川 浩三 (満59歳)	常務取締役	100% (14回/14回)
3	再任	たけだ ようじ 武田 庸司 (満57歳)	常務取締役	100% (14回/14回)
4	再任	おおくわ いくじ 大桑 埴嗣 (満80歳)	取締役会長	100% (14回/14回)
5	再任	おおくわ しょうじ 大桑 祥嗣 (満75歳)	取締役	100% (14回/14回)
6	再任	おおくわ けいじ 大桑 啓嗣 (満73歳)	取締役	92.8% (13回/14回)
7	再任	おおくわ としお 大桑 俊男 (満70歳)	取締役	100% (14回/14回)

再任 再任取締役候補者

候補者
番号 1 おお ぐわ ひろ つぐ
大桑 弘嗣

■生年月日 1970年4月23日生
■所有する当社株式の数 535,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年12月	当社入社	2013年5月	当社取締役執行役員食品事業部長
2002年8月	当社箕島店ストアマネージャー	2014年2月	当社取締役執行役員食品本部長
2004年2月	当社食品事業部水産シニアバイヤー	2016年2月	当社常務取締役執行役員人事総務本部長
2006年2月	当社開発本部長	2019年2月	当社専務取締役執行役員営業本部長
2007年9月	当社財務部次長	2020年2月	当社代表取締役副社長兼営業本部長
2010年2月	当社業務改革室ゼネラルマネージャー	2021年2月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2013年1月	当社食品事業部長	2022年2月	当社代表取締役社長（現任）
2013年2月	当社執行役員食品事業部長		

重要な兼職の状況

(株)オークフーズ代表取締役会長
日本流通産業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大桑弘嗣氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役就任以降は食品本部長、人事総務本部長、営業本部長を歴任するなど、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 2 と がわ こう ぞう
東川 浩三

■生年月日 1962年8月20日生
■所有する当社株式の数 2,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	住友信託銀行(株)（現三井住友信託銀行(株)）入 社	2017年6月	当社入社管理本部副本部長
2012年10月	同行二子玉川コンサルティングオフィス 営業部 長	2018年2月	当社管理本部長
2015年10月	同行熊本支店長	2018年5月	当社常務取締役執行役員管理本部長兼IR室長（現 任）

取締役候補者とした理由

東川浩三氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を有し、経理財務、情報管理部門等における業務実績から、当社の企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **3** たけだ
武田 ようじ
庸司

■生年月日 1964年9月17日生
■所有する当社株式の数 5,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月	当社入社	2019年2月	当社取締役執行役員販売事業部長兼業務改革室長
2011年4月	当社プライスカット業態部長	2019年6月	当社取締役執行役員食品事業部長兼品質管理室長
2012年10月	当社スーパーセンター業態部長	2020年2月	当社取締役執行役員食品事業部長兼品質管理室長 兼生鮮部長
2013年2月	当社大阪・兵庫販売部長	2021年2月	当社取締役執行役員食品事業部長兼品質管理室長
2014年8月	当社大阪・兵庫・奈良販売部長	2022年2月	当社常務取締役執行役員営業本部長兼食品事業部 長（現任）
2015年2月	当社執行役員大阪・兵庫・奈良販売部長		
2016年2月	当社執行役員販売本部長兼業務改革室長		
2016年5月	当社取締役執行役員販売本部長兼業務改革室長		

取締役候補者とした理由

武田庸司氏は、当社の店舗経営及び店舗運営における長年の経験と、業態の確立ならびに店舗運営改革を執行した行動力で、今後の当社業績の向上に寄与するとともに、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **4** おおくわ
大桑 いくじ
埴嗣

■生年月日 1942年3月1日生
■所有する当社株式の数 3,225,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年3月	(有)主婦の店新宮店入社	1998年5月	当社代表取締役会長
1969年2月	当社常務取締役	2008年5月	当社代表取締役会長兼CEO
1984年11月	当社取締役副社長	2020年2月	当社取締役会長（現任）
1989年5月	当社代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

大桑埴嗣氏は、長年にわたり当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

おお くわ
大桑

しょう じ
祥嗣

■生年月日

1946年12月6日生

再任

■所有する当社株式の数

228,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年2月	当社監査役	1998年5月	当社取締役副会長
1974年5月	当社取締役	2003年2月	当社取締役（現任）
1987年5月	当社専務取締役南紀販売事業部長		

取締役候補者とした理由

大桑祥嗣氏は、経営全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

おお くわ
大桑

けい じ
啓嗣

■生年月日

1949年2月18日生

再任

■所有する当社株式の数

1,219,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年3月	当社入社	1998年5月	当社代表取締役社長
1980年5月	当社取締役	2008年5月	当社取締役副会長
1987年5月	当社専務取締役	2011年5月	当社取締役（現任）
1992年2月	当社取締役副社長		

重要な兼職の状況

(株)オー・エンターテイメント代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大桑啓嗣氏は、1998年から当社代表取締役社長を務めるなど、当社ならびに当社グループ会社での企業経営者としての豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされることができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年2月	当社入社	2014年5月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長兼開発本部長
1980年5月	当社取締役サンレディ事業部長	2015年2月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長
1984年2月	当社取締役専門店事業部長	2015年5月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長兼経営戦略室長
1986年7月	当社取締役専門店事業本部長	2016年2月	当社取締役副会長執行役員経営戦略室長
1991年2月	当社取締役退任	2019年2月	当社取締役（現任）
1994年5月	当社取締役		
2012年10月	当社取締役会長補佐（グループ経営改革管掌）		
2013年11月	当社取締役執行役員会長補佐人事総務本部長（グループ経営改革管掌）		

重要な兼職の状況

(株)パーティハウス代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大桑俊男氏は、当社での企業経営者としての豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされることができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 取締役候補者大桑弘嗣氏は、(株)オークフーズの代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産の賃貸、資金の貸付ならびに同社の債務保証をいたしております。
 2. 取締役候補者大桑弘嗣氏は、日本流通産業(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社より商品の仕入れをいたしております。
 3. 取締役候補者大桑啓嗣氏は、(株)オー・エンターテイメント代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産の賃貸をいたしております。
 4. 取締役候補者大桑俊男氏は、(株)パーティハウスの代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産及び設備の賃貸ならびに同社の債務保証をいたしております。
 5. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 6. 取締役候補者大桑祥嗣氏、大桑啓嗣氏及び大桑俊男氏との間で、定款第27条に基づき、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告44ページに記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況 監査役会出席状況
1	新任 いけ ぎき よし ひこ 池崎 好彦 (満67歳)	監査役	100% (14回/14回) 100% (17回/17回)
2	新任 たか の しん ぞう 高野 晋造 (満72歳)	社外 独立	100% (14回/14回) —% (一回/一回)
3	新任 おか もと いち ろう 岡本 一郎 (満67歳)	社外 独立	100% (14回/14回) —% (一回/一回)
4	新任 く りゅう けん じ 栗生 建次 (満72歳)	社外 独立	100% (14回/14回) 100% (17回/17回)
5	新任 や しま たえ こ 八島 妙子 (満70歳)	社外 独立	92.8% (13回/14回) 100% (17回/17回)

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号 1 いけ ざき よし ひこ
池崎 好彦

■生年月日 1954年10月27日生
■所有する当社株式の数 7,500株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2005年2月	当社岸和田八田店長
1991年10月	当社情報管理室課長	2011年2月	当社内部監査室マネージャー
1996年2月	当社情報管理室長	2012年5月	当社内部監査室長
2003年7月	当社榎原真菅店長	2020年5月	当社常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

池崎好彦氏は、当社において情報管理部門、店長業務の経験有しており、2012年5月より内部監査室長、また2020年5月より常勤監査役を務めております。同氏の経験、能力、知識が当社取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号 2 たか の しん ぞう
高野 晋造

■生年月日 1949年10月1日生
■所有する当社株式の数 0株
■社外取締役在任年数 5年

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年4月	和歌山県警察採用	2009年3月	和歌山西警察署長
2005年3月	新宮警察署長	2010年4月	三井住友海上火災保険(株)
2007年3月	和歌山北警察署長	2016年3月	同退職
2008年3月	和歌山県警察本部交通部長	2017年5月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高野晋造氏は、和歌山県警察において署長を歴任するなど、長年の警察における多様な経験と組織マネジメント、リスクマネジメント等に関する幅広く高度な知見と経験を有しております。これらの知見と経験を、当社が目指す経営計画の実現、リスクマネジメント、取締役会実効性の一層の向上に活かしていただく役割を期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

なお、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。

候補者番号 **3** おか もと いち ろう
岡本 一郎

■生年月日 1955年2月10日生
■所有する当社株式の数 0株
■社外取締役在任年数 2年

新任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	大阪国税局入局	2013年7月	沖縄税務署長
2007年7月	東淀川税務署副署長	2014年7月	和歌山税務署長
2009年7月	泉佐野税務署長	2015年8月	税理士（現任）
2013年4月	大阪国税不服審判所第2部 部長審判官	2020年5月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岡本一郎氏は、大阪国税局において泉佐野税務署長、和歌山税務署長等の要職を歴任し、現在も税理士として活躍されるなど税務対応・会計・リスク等に関する幅広く高度な知見と経験を有しております。これらの専門的かつ幅広い知見と経験から、当社の経営全般に的確な助言指導をいただく役割を期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

なお、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。

候補者番号 **4** く りゅう けん じ
栗生 建次

■生年月日 1949年11月3日生
■所有する当社株式の数 0株

新任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	(株)紀陽銀行入行	1998年10月	同行審査部副部長
1993年4月	同行本店営業部調査役	2000年1月	同行企画人事部調査役
1993年10月	同行下津支店長	2003年6月	一般社団法人和歌山経済同友会事務局長
1995年10月	同行東貝塚支店長	2012年5月	当社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

栗生建次氏は、金融機関や和歌山経済同友会において豊富な経験等を通じて培ったファイナンス及び会計学、企業経営管理、地域活性化等に関する幅広く高度な知見と経験を有しております。これらの知見と経験を、当社が目指す経営計画の実現、当社経営及び取締役会の実効性の一層の向上に活かしていただく役割を期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

なお、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。

候補者
番号 5 やしま たえこ
八島 妙子

■生年月日 1952年4月29日生
■所有する当社株式の数 0株

新任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年7月	川崎市立看護短期大学助教授	2018年4月	東京医療保健大学副学長兼和歌山看護学部長（現任）
2001年4月	愛知医科大学看護学部助教授		
2006年4月	同学看護学部教授兼同学大学院看護学研究科教授	2020年5月	当社社外監査役（現任）
2010年4月	同学看護学部長		

重要な兼職の状況

東京医療保健大学副学長兼和歌山看護学部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

八島妙子氏は、長年にわたり看護業務に従事され、看護学教授として看護実践、看護管理、看護教育、研究活動、学会・社会活動を経験されたのち、現在は東京医療保健大学副学長として大学経営に携わっており、医療や看護、経営等に関する幅広く高度な知見と経験を有しております。これらの知見と経験を、当社が目指す経営計画の実現、取締役会における適切な指導と監督及び当社の健康経営推進に活かしていただく役割を期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 高野晋造氏、岡本一郎氏、栗生建次氏、八島妙子氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数になります。
 4. 栗生建次氏が当社社外監査役に就任してからとの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。
 5. 八島妙子氏が当社社外監査役に就任してからとの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
 6. 当社は高野晋造氏、岡本一郎氏、栗生建次氏、八島妙子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性判断基準として採用しております。
 7. 高野晋造氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、警察での多様な経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 8. 岡本一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門見地・経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 9. 栗生建次氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関や地元経済界における業務経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 10. 八島妙子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 11. 池崎好彦氏、高野晋造氏、岡本一郎氏、栗生建次氏、八島妙子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項に定める各氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。
 12. 当社は、保険会社との間で、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役を選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告44ページに記載のとおりであります。

ご参考 第3・4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	新任・再任 の別	社外 役員	独立 役員	指名報酬 委員会	サステナ ビリティ 推進委員 会	主な専門性							
							企業 経営	事業 運営	営業/ マーケ ティング	生産	財務/ 会計	人事/ コンプライ アンス	IT	ガバナンス/ 監査
大桑 弘嗣	代表取締役 社長	再任			●	●	○		○		○			
東川 浩三	取締役 常務執行役員	再任			●	●		○		○		○		
武田 庸司	取締役 常務執行役員	再任				●		○	○	○				
大桑 埴嗣	取締役	再任					○		○					
大桑 祥嗣	取締役	再任					○	○						
大桑 啓嗣	取締役	再任					○		○					
大桑 俊男	取締役	再任					○	○						
池崎 好彦	取締役 監査等委員	新任				●					○		○	
高野 晋造	社外取締役 監査等委員	新任	●	●	●	●							○	○
岡本 一郎	社外取締役 監査等委員	新任	●	●	●	●				○			○	
栗生 建次	社外取締役 監査等委員	新任	●	●	●					○			○	
八島 妙子	社外取締役 監査等委員	新任	●	●		●							○	○

（注）役付取締役及び指名報酬委員会委員ならびにサステナビリティ推進委員会委員は本総会終了後の取締役会にて決定予定となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、1999年5月14日開催の第30回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役の報酬について、職責及び経営への貢献度に応じた報酬と役位に応じた報酬を組み合わせることを基本方針としており、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づくものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。現在の取締役は12名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、従来の株式報酬型ストック・オプションの制度に代えて、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の諮問を経た上で取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役等の非業務執行取締役4名）となり、対象取締役は3名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告44ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年2月21日から2022年2月20日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響下にあり、全国各地で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返し行われることによって、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返しました。ワクチン接種が進み、感染症の感染者が減少するなど一時的な回復が見られたものの、感染症の新たな変異株による急激な感染拡大の影響は大きく、原材料価格の上昇、地政学的リスク増大を主因とした原油価格の上昇等が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましても、繰り返される感染症の感染拡大と収束、特に感染症の新たな変異株による感染拡大に伴う店舗における感染症拡大防止策の徹底や内食需要の高まりへの対応、根強い消費者の節約志向など、依然として厳しい経営環境が継続しております。

このような状況下において、新しい経営体制のもと、年度スローガンを『一人ひとりの意識改革と行動力で社会環境の変化と多様化するお客様ニーズに対応していこう』とし、刻々と変化する社会環境とお客様ニーズへの対応、食の安全安心、豊かな生活をお客様にお届けできることを基本姿勢とし、アフターコロナの時代を見据えた変化するライフスタイルに対応できる商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。また、各店舗においては、引き続き感染症予防策を徹底し、従業員の安全確保とお客様の信頼にお応えするべく、営業体制・サービスの提供に努めてまいりました。

当期の新規出店につきましては「田辺東山店」（和歌山県田辺市）を3月に、「パレマルシェ神宮前店」（愛知県名古屋市）を7月にオープンいたしました。また、既存店舗の活性化につきましては「パビリオンシティ田辺店」（和歌山県田辺市）、「かつらぎ店」（和歌山県伊都郡かつらぎ町）、「久居庄田店」（三重県津市）、「橿原坊城店」（奈良県橿原市）、「和歌山中之島店」（和歌山県和歌山市）などの改装を実施いたしました。

一方、経営効率化のため、「パレマルシェ神宮店」（愛知県名古屋市）、「プライスカット永井店」（奈良県奈良市）、「プライスカット西の京店」（奈良県奈良市）、「屋形店」（和歌山県和歌山市）、「プライスカット神倉店」（和歌山県新宮市）、「伊賀緑ヶ丘店」（三重県伊賀市）、「パレマルシェ西春店」（愛知県北名古屋市）、「プライスカット柳津店」（岐阜県岐阜市）をそれぞれ閉店いたしました。

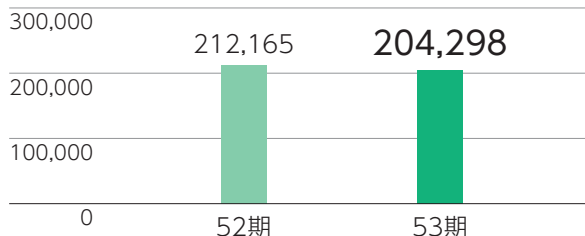
これらの結果、当期の営業収益は2,627億34百万円（前期比4.6%減）、経常利益53億3百万円（前期比32.3%減）、当期純利益は14億84百万円（前期比60.4%減）となりました。

次に商品部門別の売上高の概要であります、直営売上高は2,386億60百万円（前期比4.3%減）と105億95百万円の減収となりました。

食料品部門

売上高

単位：百万円

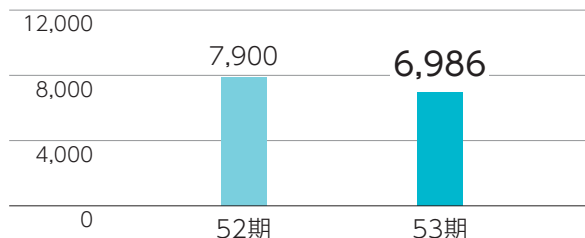


食料品部門におきましては、2020年よりオークワブランド商品の開発及び販売拡大に注力し、品揃えや商品力において差別化を図っております。店舗改装を積極的に行い食料品売場の活性化に努めましたが、昨年の中食・内食需要の高まりによる反動から、売上高は2,042億98百万円（前期比3.7%減）となりました。

衣料品部門

売上高

単位：百万円

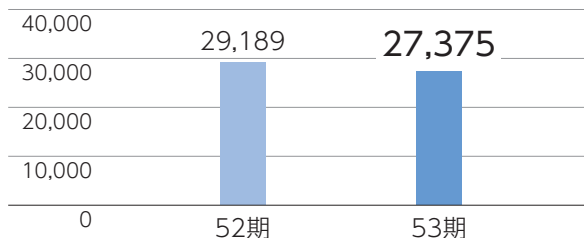


衣料品部門におきましては、売れ筋商品の拡販、季節商品の販売強化等に努めましたが、大型店舗の閉店の影響を受け、売上高は69億86百万円（前期比11.6%減）となりました。

住居関連用品部門

■ 売上高

単位：百万円



住居関連用品部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でマスクや消毒液などの衛生品や日用品の需要拡大の反動を受け、売上高は273億75百万円（前期比6.2%減）となりました。

部門別売上高

部	門	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)
食	料 品	204,298	96.3	80.7
衣	料 品	6,986	88.4	2.8
住 居 関 連 用 品		27,375	93.8	10.7
テ	ナ シ ョ ン ト	10,045	86.8	4.0
商 品 供 給		4,527	90.9	1.8
合 計		253,233	95.3	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は86億33百万円であり、「田辺東山店」、「パレマルシェ神宮前店」の新設、翌期以降新設の店舗建設、全面改装などに投資いたしました。

(3) 資金調達の状況

必要な資金は、自己資金及び借入金等により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は「変わらぬ想いで、変わり続けるスーパーマーケット」をテーマに、経営理念である「お客様の生活文化の向上により一層寄与できる企業」を具現化するために、商品力・販売力の強化、サービスの創造を図り、地域社会に貢献できるビジネスモデルの構築を推進しております。

当社を取り巻く環境は大きく変化しており、原材料価格の上昇、地政学的リスク増大を主因とした原油価格の上昇等が懸念されることや、最低賃金の上昇や社会保険の加入拡大を受け、雇用環境は引き続き厳しい状況が続くことが想定されます。また、高齢化、世帯人数の減少等の社会構造変化と新型コロナウイルス感染拡大の影響から、個人消費におきましても先行き不透明な厳しい状態が想定されます。

このようななか、次期のスローガンは『めまぐるしく変化する社会環境への対応とお客様第一主義を徹底し地域貢献できる企業を目指そう』といたしました。従業員一人ひとりが、多様化するお客様ニーズへの対応、食の安全安心、豊かな生活を消費者にお届けすることを基本姿勢とし、アフターコロナの時代を見据えた変化するライフスタイルに対応できる商品・サービスの提供に引き続き取組み、競争力と収益力の向上に努めてまいります。

また、地域社会への貢献、持続的な成長に向け「脱炭素」「脱プラスチック」「フードロス」への取組みを強化しサステナブル経営の推進と、既存店活性化のため、全面改装等により新たな店舗レイアウトを展開・加速し、併せて店舗作業の効率改善に向けたDX(デジタルトランスフォーメーション)活用をすすめ、店舗設備投資、業務改革、システム投資に取り組んでまいります。

当社は2023年2月期から2025年2月期を最終年度とした新中期経営計画を策定いたしました。新中期経営計画においては、2025年2月期の業績目標を「連結営業収益2,700億円、連結経常利益65億円」とし、前中期経営計画から引き続き、中期スローガンを『持続的成長につながるオークワブランドを確立し、地域社会へ貢献し続けるリージョナルチェーンを目指す』とし、お客様の生活を支えるライフラインを担う社会的責任を果たし、持続的、安定的な経営の確立と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

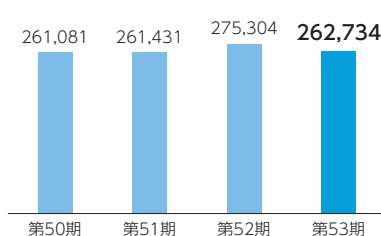
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第53期 (当期)
		(2018年2月21日から 2019年2月20日まで)	(2019年2月21日から 2020年2月20日まで)	(2020年2月21日から 2021年2月20日まで)	(2021年2月21日から 2022年2月20日まで)
営 業 収 益 (百万円)		261,081	261,431	275,304	262,734
経 常 利 益 (百万円)		2,962	3,671	7,828	5,303
当 期 純 利 益 (百万円)		353	1,453	3,744	1,484
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		7円91銭	32円93銭	85円42銭	33円85銭
総 資 産 (百万円)		133,528	135,411	136,835	132,766
純 資 産 (百万円)		75,345	74,628	77,231	77,672
1 株 当 た り 純 資 産		1,687円54銭	1,701円53銭	1,760円62銭	1,770円28銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

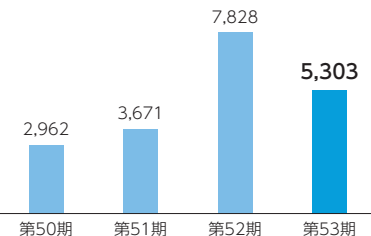
営業収益

単位：百万円



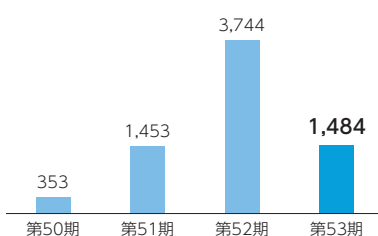
経常利益

単位：百万円



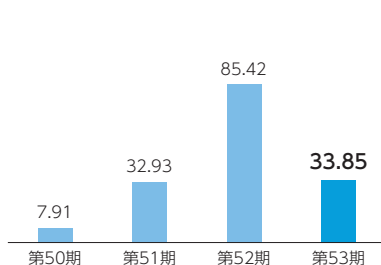
当期純利益

単位：百万円



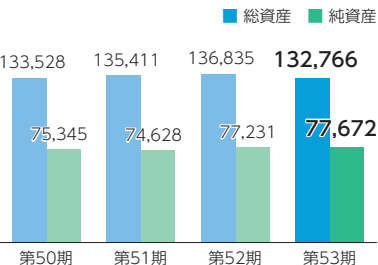
1株当たり当期純利益

単位：円



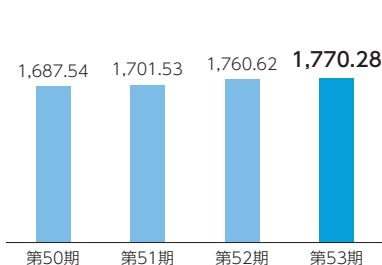
総資産／純資産

単位：百万円



1株当たり純資産

単位：円



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) オークフーズ	10	100.0	外食事業
(株) ヒラマツ	30	100.0	スーパーマーケット事業
(株) リテールバックオフィスサポート	10	100.0	施設管理業務の受託
(株) サンライズ	90	50.0	農産物等の加工及び配送業務

- ③ 企業結合の成果
当連結会計年度の営業収益は2,665億32百万円（前期比4.5%減）、経常利益は54億63百万円（前期比31.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億23百万円（前期比59.8%減）となりました。
- ④ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年2月20日現在)

当社は生鮮食品・加工食品等の食料品と衣料品ならびに日用雑貨・薬品等の住居関連用品の小売業を主要業務としております。

(8) 主要な事業所 (2022年2月20日現在)

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 本社 | 和歌山市中島185番地の3 |
| ② オーデリカファクトリー和歌山 | 和歌山市大垣内656番地 |
| ③ 和歌山物流センター | 和歌山市大垣内633番地 |
| ④ 和歌山食品センター | 和歌山市大垣内621番地の1 |
| ⑤ 和歌山食品工場 | 和歌山市吐前字埵り1047番地の1 |
| ⑥ 泉佐野流通センター | 大阪府泉佐野市住吉町2の4 |
| ⑦ 関流通センター | 三重県亀山市関町市瀬1番地の1 |
| ⑧ みはま流通センター | 三重県南牟婁郡御浜町阿田和宇賀松3514 |
| ⑨ 東海食品センター | 愛知県春日井市明知町字頓明1514番地の88 |
| ⑩ オーデリカファクトリー安八 | 岐阜県安八郡安八町中1310番地の1 |
| ⑪ 店舗 | 店舗数 147店 |

所在地	主要な店舗名			店舗数
和歌山県	スーパーセンターオークワ南紀店 ロマンシティ御坊店 メッサオークワ高松店 パピリオンシティ田辺店	スーパーセンターオークワ橋本店 スーパーセンターオークワ海南店 スーパーセンターオークワ有田川店 メッサオークワ和歌山店	スーパーセンターオークワパームシティ和歌山店 スーパーセンターオークワセントラルシティ和歌山店 スーパーセンターオークワ上富田店 串本 本店等	42店
奈良県	スーパーセンターオークワ桜井店 大和高田店	スーパーセンターオークワ生駒上町店 スーパーセンターオークワ御所店	スーパーセンターオークワ田原本イーター店 檀原醍醐店等	33店
三重県	スーパーセンターオークワいなべ店 鈴鹿高岡店	スーパーセンターオークワみえ朝日イーター店 津高茶屋店	スーパーセンターオークワサウス亀山店 伊賀新堂店等	23店
大阪府	わくわくシティ尾崎店 スーパーセンターオークワ河南店	和泉小田店 貝塚三ツ松店	スーパーセンターオークワ和泉納花店 狭山 店等	19店
岐阜県	スーパーセンターオークワ中津川店 スーパーセンターオークワ坂祝店	スーパーセンターオークワ美濃イーター店 スーパーセンターオークワ養老店	スーパーセンターオークワテラスゲート土岐店 スーパーセンターオークワ可児坂戸店等	14店
愛知県	パレマルシェ池下店 パレマルシェ東郷店	愛西プラザ店 パレマルシェ中村店	豊橋ミラまち店 スーパーセンターオークワ幸田店等	12店
兵庫県	プライスカット明石大久保店	三田店		2店
静岡県	スーパーセンターオークワ掛川店	パレマルシェ新所原店		2店

(9) 従業員の状況 (2022年2月20日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,948名	22名増	47.3歳	18.1年

- (注) 1. 上記従業員数には、関係会社等への出向社員21名は含んでおりません。
 2. 上記従業員のほかに、パートタイム7,987名（1日8時間換算による年間の平均人員）を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (2022年2月20日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
三井住友信託銀行株式会社	5,358
株式会社紀陽銀行	3,882
株式会社三菱UFJ銀行	2,621
農林中央金庫	1,983

- (注) 上記のほか、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とするシンジケートローン1,071百万円があります。

2 会社の株式に関する事項 (2022年2月20日現在)**(1) 発行可能株式総数**

159,605,000株

(2) 発行済株式の総数

45,237,297株（うち、自己株式 1,386,767株）

(3) 株主数

11,043名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
大桑 堉 嗣	3,225	7.35
オークワ 共栄 会	3,094	7.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,693	6.14
三井住友信託銀行株式会社	1,896	4.32
株式会社 紀陽銀行	1,795	4.09
BermudaAssetment 株式会社	1,553	3.54
公益財団法人大桑教育文化振興財団	1,520	3.47
大桑 俊 男	1,223	2.79
大桑 啓 嗣	1,219	2.78
株式会社 三菱UFJ銀行	945	2.16

(注) 持株比率は、自己株式 (1,386,767株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2013年第1回 新株予約権	2014年第2回 新株予約権	2015年第3回 新株予約権
発行決議日	2013年5月17日	2014年5月16日	2015年5月15日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	3名	3名
新株予約権の数	44個	37個	31個
新株予約権の目的となる株式の数	4,400株	3,700株	3,100株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2013年6月13日から 2053年6月12日まで	2014年6月13日から 2054年6月12日まで	2015年6月13日から 2055年6月12日まで
新株予約権の行使条件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

	2016年第4回 新株予約権	2017年第5回 新株予約権	2018年第6回 新株予約権
発行決議日	2016年5月18日	2017年5月17日	2018年5月16日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	4名	4名	6名
新株予約権の数	39個	35個	60個
新株予約権の目的となる株式の数	3,900株	3,500株	6,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2016年6月14日から 2056年6月13日まで	2017年6月13日から 2057年6月12日まで	2018年6月12日から 2058年6月11日まで
新株予約権の行使条件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

	2019年第7回 新株予約権	2020年第8回 新株予約権	2021年第9回 新株予約権
発行決議日	2019年5月15日	2020年5月14日	2021年5月13日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	5名	5名	7名
新株予約権の数	60個	46個	78個
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株	4,600株	7,800株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2019年6月11日から 2059年6月10日まで	2020年6月11日から 2060年6月10日まで	2021年6月10日から 2061年6月9日まで
新株予約権の行使条件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

(別記1)

新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(別記2)

新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約書に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他新株予約権の一切の処分を行うことができない。

4 会社役員に関する事項 (2022年2月20日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況				
取	締	役	会	長	大 桑 埴 嗣			
代	表	取	締	役	社	長	大 桑 弘 嗣	営業本部長 (株)オークフーズ代表取締役会長 日本流通産業(株)代表取締役社長
常	務	取	締	役	東 川 浩 三		執行役員管理本部長兼 I R 室長	
取	締	役	武 田 庸 司		執行役員食品事業部長兼品質管理室長			
取	締	役	田 宮 幸 夫		執行役員人事総務本部長兼開発本部長			
取	締	役	小 西 淳		執行役員販売事業部長			
取	締	役	大 桑 壮 勝		執行役員住居衣料事業部長			
取	締	役	大 桑 祥 嗣					
取	締	役	大 桑 啓 嗣		(株)オー・エンターテイメント代表取締役会長			
取	締	役	大 桑 俊 男		(株)パーティハウス代表取締役会長			
取	締	役	高 野 晋 造					
取	締	役	岡 本 一 郎					
常	勤	監	査	役	池 崎 好 彦			
監	査	役	大 塚 和 彦					
監	査	役	栗 生 建 次					
監	査	役	八 島 妙 子		東京医療保健大学副学長兼和歌山看護学部長			

- (注) 1. 取締役のうち高野晋造及び岡本一郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち栗生建次及び八島妙子の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 取締役高野晋造氏及び岡本一郎氏ならびに監査役八島妙子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役大塚和彦氏及び栗生建次の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年5月13日開催の第52回定時株主総会において、小西淳及び大桑壮勝の両氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 取締役神吉康成氏は、2021年5月13日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

7. 当事業年度中の取締役の人事異動は次のとおりであります。

氏名	異動後の地位、担当及び重要な兼職の状況	異動前の地位、担当及び重要な兼職の状況	異動日
大桑 弘嗣	代表取締役社長 兼 営業本部長 (株)オークフーズ代表取締役会長 日本流通産業(株)代表取締役副社長	代表取締役副社長 兼 営業本部長 (株)オークフーズ代表取締役会長	2021年2月21日
武田 庸司	取締役執行役員 食品事業部長 兼 品質管理室長	取締役執行役員 食品事業部長 兼 品質管理室長 兼 生鮮部長	
神吉 康成	取締役 (株)サンライズ代表取締役社長	代表取締役社長	
小西 淳	取締役執行役員 販売事業部長	執行役員 販売事業部長	2021年5月13日
大桑 壮勝	取締役執行役員 住居衣料事業部長	執行役員 住居衣料事業部長	
神吉 康成	(株)サンライズ代表取締役社長	取締役 (株)サンライズ代表取締役社長	

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動後の地位、担当及び重要な兼職の状況	異動前の地位、担当及び重要な兼職の状況	異動日
大桑 弘嗣	代表取締役社長 (株)オークフーズ代表取締役会長 日本流通産業(株)代表取締役社長	代表取締役社長 兼 営業本部長 (株)オークフーズ代表取締役会長 日本流通産業(株)代表取締役社長	2022年2月21日
武田 庸司	常務取締役執行役員 営業本部長 兼 食品事業部長	取締役執行役員 食品事業部長 兼 品質管理室長	
小西 淳	取締役執行役員 販売事業部長 兼 業務改革室長	取締役執行役員 販売事業部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令の定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（D & O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬及び業績連動報酬(役員賞与)及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、非常勤取締役及び社外取締役については、月額固定報酬のみを支払うこととする。

2. 月額固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の月額固定報酬は、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業他社水準、当社業績、従業員給与の最高額を考慮の上、総合的に勘案し決定するものとする。

3. 業績連動報酬(役員賞与)ならびに株式報酬型ストック・オプションの算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬(役員賞与)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を役員賞与として、決算確定後、一定の時期に支給する。また、目標となる業績指標とその値については、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うこととする。

なお、当該事業年度に係る当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役は除く）に対する業績連動報酬(役員賞与)については、営業収益税引前当期純利益率の達成率としております。

当該指標を選択した理由は、業績連動報酬(役員賞与)は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置づけており、評価する指標として適切であると考えているためであります。

株式報酬型ストック・オプションについては、月額固定報酬の約1か月分相当の当社新株予約権を毎年、株主総会后に付与する。

4.月額固定報酬及び役員賞与の額の取締役の個人別の割合の決定に関する方針

役員賞与に関しては、上位の役位ほどまた、達成度合いにより、割合は変動するが、月額固定報酬(年間):役員賞与の割合は、おおむね7:3～10:0とする。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1999年5月14日開催の第30回定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

また、取締役(社外取締役等非業務執行取締役を除く。)については2021年5月13日開催の第52回定時株主総会において、固定報酬の限度額とは別枠でストック・オプションとして年額100百万円の範囲内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役等非業務執行取締役は5名)です。

監査役の報酬限度額は1994年5月17日開催の第25回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長兼営業本部長大桑弘嗣に一任され、各取締役の月額固定報酬の額を決定しております。また、業績連動報酬(役員賞与)の評価配分について決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、必要に応じ代表取締役社長は取締役会長ならびに社外取締役より具申を受け最終決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

④監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬(基本報酬)のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給 人数	報酬等の種類別の総額(百万円)			計	摘 要
		基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等		
取締役	12名	70	4	8	82	(うち社外取締役2名8百万円)
監査役	4名	15	—	—	15	(うち社外監査役2名2百万円)
合 計	16名	85	4	8	98	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 期末日現在の取締役は12名(うち無支給1名)、監査役は4名であります。
 3. 当事業年度においては営業収益税引前当期純利益率の達成度の目標が1.0%以上に対して、実績は1.1%であったため、当社の取締役(非常勤取締役及び社外取締役は除く)に対して、取締役賞与4百万円を支給いたしました。
 4. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は、「3 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ①社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との関係
記載すべき重要な事項はありません。

- ②社外取締役及び社外監査役の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	高野 晋造	当期開催の取締役会14回及びコンプライアンス委員会4回すべてに出席し、警察における多様な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ中立的な立場からの発言を行っております。 また、本社従業員を対象とした朝礼において、これまでの知見をもとに従業員へのアドバイスを行っております。
取 締 役	岡本 一郎	当期開催の取締役会14回及びコンプライアンス委員会4回すべてに出席し、税理士として専門的な知識と高い見識に基づき、客観的かつ中立的な立場からの発言を行っております。 また、本社従業員を対象とした朝礼において、これまでの知見をもとに従業員へのアドバイスを行っております。
監 査 役	栗生 建次	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、また、監査役会17回すべてに出席し、長年の金融機関や地元経済界における業務経験で培った幅広い見識からの発言を行っております。
監 査 役	八島 妙子	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会17回すべてに出席し、大学教授としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	34百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬について、監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかの必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続き業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり定めております。なお、本基本方針は、適宜見直し要否を検討し、必要に応じて改定決議を行い、内部統制の充実を図り、より健全性の高い経営・事業運営を進めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営上の重要事項は、法令、定款および取締役会規則に基づき、毎月開催される定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に付議されております。
- ② 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、企業活動の中で起こりうる様々な経営リスクを回避し、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項を審議し、決定する機能を果たします。
- ③ コンプライアンスの強化として、法令遵守と企業倫理の確立のため、社長を議長とし、外部からは弁護士を委員のメンバーとして加えた「オークワ倫理委員会」を有し、「倫理委員会運営規程」と「オークワ倫理ホットライン」制度を活用し、すべての従業員が業務を適正かつ適法に遂行できる企業環境を整えております。
- ④ 社内には、内部監査室を社長直属の組織として設置しており、抜打的に業務監査等を行い、通常の業務において法令遵守がなされているかのチェック機能を果たしております。なお、監査報告書は、監査役及び各取締役を経由し社長に報告され、指摘事項については、速やかに改善できる体制を整えております。
- ⑤ コンプライアンスに対応した当社の具体的な取り組みの主なものは以下のとおりです。
 - ・公益通報者保護法に関しては、「倫理委員会内部通報者保護制度規程」を制定しており、通報者に対して不当な扱いの無いように、法の主旨を遵守し、不当・不正に関して監視する体制を整えております。
 - ・個人情報保護法に関しては、「個人情報管理委員会」を設置し、「情報管理規程」にて情報管理体制を構築し、従業員には「個人情報保護ポケットマニュアル」を配布し、周知徹底を図っております。
 - ・独占禁止法については、取引業者との間で「従業員の応援についての基本覚書」を締結し、公正な取引を行うように周知徹底を図っております。
 - ・インサイダー防止については、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」により法令遵守体制の構築を図っております。
- ⑥ 当社では、さらに法令遵守を強化するために、現在ある規程と体制を見直し、整備を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「職務分掌規則」及び「文書等管理規則」に基づき、決裁書等の重要文書は、業務を所管する部署が保管し、適宜、各取締役、監査役及び内部監査室が確認・閲覧できる体制を敷いています。
- ② 内部監査室は保存文書の監査を行い、是正や改善の必要がある場合、所管部署が対策を講じる体制を敷いています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンスに関しては、「コンプライアンス委員会」及び「オークワ倫理ホットライン」を設置し、違法・不正の早期発見と未然防止、発生の抑制により、リスク回避に寄与する体制をとっております。
- ② 当社の重要な投資案件（特に新規出店案件）については、取締役を含めた複数のメンバーによる現地調査、審議・検討をした上で、取締役会において決定することにしております。
さらに、新店開店後の業績については経営会議で検証を行っております。
- ③ 天災、その他の危機管理体制については、「緊急対策マニュアル」を従業員に配布し、発生時の対応、ルールを徹底し、緊急時の情報通信連絡網により即座に経営トップをはじめ、各取締役等の経営幹部に情報の伝達・報告・指示を行える体制をとっております。
また、地震、津波等の天災対策としては、全社的防災教育及び年4回の想定訓練を企画・実施しております。
- ④ 日常的に発生する各店舗の事件・事故等には、「事件・事故報告」等の社内グループウェアにより、迅速に対応・解決ができる体制をとっております。
- ⑤ 今後の取り組みとしては、現在ある規程・システムをより充実し、改善を加えて、新たな取り組みも含め、危機管理体制を強化します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務を効率的に実行するために、組織の整備とその組織に係わる「組織ならびに職務分掌規則」「職務権限規則」「個別職務権限基準表」等を定め、効率よく取締役の職務執行が行える体制を整えております。
- ② 当社では、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項に対して迅速に対応できるような体制とともに、代表取締役を含めた取締役と監査役（常勤）と各組織の幹部による経営会議を毎週1回開催し、週ごとの販売実績や計画状況の確認と、業務全般に関する取り組み事項について報告がなされ、効率的な業務推進を図っております。
- ③ 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会のガバナンス機能強化と経営意思決定の迅速化、さらに業務執行機能の強化を図っております。
- ④ 当社では、取締役の職務がより迅速に執行できるよう、また危機管理も踏まえ、「取締役会の書面決議と電磁的記録による承認」を行える体制を整えております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社には、子会社を管理する窓口として、グループ会社管理課を設置しており、適宜指導監督する体制を整えております。
- ② 当社は、子会社と年に2回（原則3月と9月）経営方針並びに決算内容、予算執行状況等の重要案件に関する件について、代表取締役が出席する会議を開催し、意見交換と指導を行っております。
- ③ 当社及び子会社の監査役が年に2回（原則4月と10月）子会社の業務執行状況につき情報交換する場を設け、指導監督する体制を整えております。
- ④ 子会社のコンプライアンスに関しては、当社の「オークワ倫理ホットライン」と同様の体制を整えております。
- ⑤ 子会社の内部監査については、当社のグループ会社管理課及び内部監査室が監査をできる体制となっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 現在当社には、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から要望があった場合には、専任の担当者を配置します。
- ② その専任者の人事については、独立性を確保するために監査役の意見を参考にし、かつ専任者の人事評価、人事異動及び懲戒処分には監査役会の承認が必要である体制を整えます。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の定例取締役会には、監査役4名（うち、社外監査役2名）が出席し、重要事項の報告・決定について、意見交換を行う場としております。
- ② 当社の毎週行う経営会議には、監査役が出席し、各部署の業務、各店舗の状況についての報告を各取締役、各担当幹部から受けております。
- ③ 当社の内部監査室の監査報告書は、必ず監査役に報告の後、監査役の意見・要望を記載し、各取締役を経由し、社長に報告することとなっております。
- ④ 当社は、その他重要事項に関しては、監査役にその都度報告することとし、監査役の求める報告体制の整備を行います。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。
- ② 監査役及び監査役会は、代表取締役、取締役と適宜会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、当社の経営に反映できる体制を整えております。

(9) 財務報告に係る内部統制報告制度への対応

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を通じて内部統制システムの構築及び運用を行っております。
- ② 当社及び子会社における財務報告に係る内部統制の評価を独立的、客観的に行うため当社の内部監査室に評価者を配置しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的に毅然とした態度で対応します。

また、当社は「倫理委員会運営規程」において、社会通念上の常識や倫理に照らして、正しい経営を推進する旨を定め、役員及び従業員が日々の企業行動において遵守するよう徹底します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① コンプライアンス
コンプライアンス委員会を年4回開催し意識の向上と不正行為の防止を図るとともに内部通報制度も制定、施行しており、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい経営の推進を図っております。
- ② リスク管理体制
経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためコンプライアンス課を設置しており、「リスク管理規程」に基づきリスクの把握・評価・対策等によるリスク管理を継続的に行っております。
また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては取締役会を通じ報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値を損なうような買収行為に対しては、株主の皆様の共同の利益を確保するため必要かつ適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

(注) 本事業報告に記載された金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については四捨五入しております。

貸借対照表 (2022年2月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	34,557
現金及び預金	16,325
売掛金	5,873
商品及び製品	8,601
短期貸付金	3,000
未収入金	1,660
立替金	62
その他	76
貸倒引当金	△1,042
固定資産	98,208
有形固定資産	82,130
建物	44,706
構築物	2,576
機械及び装置	1,586
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	2,484
土地	27,474
リース資産	1,881
建設仮勘定	1,413
無形固定資産	3,787
借地権	2,742
ソフトウェア	850
その他	194
投資その他の資産	12,290
投資有価証券	1,866
関係会社株式	183
長期前払費用	302
繰延税金資産	1,643
前払年金費用	2,081
投資不動産	96
差入保証金	5,833
店舗賃借仮勘定	130
その他	158
貸倒引当金	△4
資産合計	132,766

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	38,348
買掛金	13,122
短期借入金	5,060
1年内返済予定の長期借入金	4,149
リース債務	786
未払金	7,391
未払費用	2,061
未払法人税等	328
未払消費税等	781
預り金	595
設備関係電子記録債務	464
ポイント引当金	1,385
資産除去債務	268
その他	1,952
固定負債	16,745
長期借入金	9,310
リース債務	1,108
預り保証金	2,990
資産除去債務	2,984
その他	351
負債合計	55,093
純資産の部	
株主資本	77,492
資本金	14,117
資本剰余金	15,015
資本準備金	14,027
その他資本剰余金	987
利益剰余金	50,018
利益準備金	1,314
その他利益剰余金	48,703
圧縮記帳積立金	1,096
別途積立金	44,300
繰越利益剰余金	3,306
自己株式	△1,658
評価・換算差額等	134
その他有価証券評価差額金	134
新株予約権	45
純資産合計	77,672
負債純資産合計	132,766

損益計算書

(2021年2月21日から2022年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		[262,734]
売上高		253,233
売上原価		185,118
売上総利益		68,114
営業収入		
不動産賃貸収入	3,192	
その他の営業収入	6,307	9,500
営業総利益		77,615
販売費及び一般管理費		72,549
営業利益		5,065
営業外収益		
受取利息及び配当金	120	
リサイクル材売却収入	66	
その他	170	356
営業外費用		
支払利息	70	
貸倒引当金繰入額	36	
その他	12	119
経常利益		5,303
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	8	8
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	424	
関係会社貸倒引当金繰入額	754	
減損損失	847	
賃貸借契約解約損	264	
その他	106	2,398
税引前当期純利益		2,913
法人税、住民税及び事業税	957	
法人税等調整額	472	1,429
当期純利益		1,484

(注) []の営業収益は、売上高と営業収入の合計額であります。

株主資本等変動計算書 (2021年2月21日から2022年2月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	その他資本 剰余金		利益準備金	その他利益剰余金					
					圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,117	14,027	990	1,314	1,131	0	40,800	6,426	△1,674	77,134	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△1,139		△1,139	
当期純利益								1,484		1,484	
自己株式の取得									△0	△0	
自己株式の処分			△2						16	14	
圧縮記帳積立金の取崩					△34			34		—	
特別償却準備金の取崩						△0		0		—	
別途積立金の積立							3,500	△3,500		—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△2	—	△34	△0	3,500	△3,120	16	358	
当期末残高	14,117	14,027	987	1,314	1,096	—	44,300	3,306	△1,658	77,492	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	45	45	51	77,231
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,139
当期純利益				1,484
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				14
圧縮記帳積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	89	89	△6	83
事業年度中の変動額合計	89	89	△6	441
当期末残高	134	134	45	77,672

連結貸借対照表 (2022年2月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	33,414
現金及び預金	17,029
受取手形及び売掛金	5,653
商品及び製品	8,789
その他	1,942
貸倒引当金	△0
固定資産	100,099
有形固定資産	83,708
建物及び構築物	48,265
機械装置及び運搬具	1,627
工具、器具及び備品	2,543
土地	27,876
リース資産	1,981
建設仮勘定	1,413
無形固定資産	3,929
借地権	2,838
ソフトウェア	863
その他	227
投資その他の資産	12,460
投資有価証券	2,361
差入保証金	6,029
繰延税金資産	1,831
退職給付に係る資産	1,514
その他	736
貸倒引当金	△12
資産合計	133,513

科目	金額
負債の部	
流動負債	38,768
買掛金	13,192
短期借入金	5,060
1年内返済予定の長期借入金	4,149
リース債務	830
未払法人税等	358
未払消費税等	840
ポイント引当金	1,385
資産除去債務	268
その他	12,682
固定負債	16,574
長期借入金	9,310
リース債務	1,167
繰延税金負債	9
退職給付に係る負債	73
預り保証金	2,628
資産除去債務	3,093
その他	292
負債合計	55,342
純資産の部	
株主資本	78,131
資本金	14,117
資本剰余金	15,015
利益剰余金	50,656
自己株式	△1,658
その他の包括利益累計額	△255
その他有価証券評価差額金	139
退職給付に係る調整累計額	△394
新株予約権	45
非支配株主持分	249
純資産合計	78,170
負債純資産合計	133,513

連結損益計算書

(2021年2月21日から2022年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		[266,532]
売上高		255,996
売上原価		184,794
売上総利益		71,201
営業収入		
不動産賃貸収入	3,120	
その他の営業収入	7,414	10,535
営業総利益		81,737
販売費及び一般管理費		76,503
営業利益		5,233
営業外収益		
受取利息及び配当金	53	
リサイクル材売却収入	70	
その他	209	333
営業外費用		
支払利息	63	
持分法による投資損失	24	
その他	14	102
経常利益		5,463
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	8	9
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	449	
減損損失	1,682	
賃貸借契約解約損	240	
その他	42	2,415
税金等調整前当期純利益		3,057
法人税、住民税及び事業税	1,027	
法人税等調整額	472	1,500
当期純利益		1,556
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		1,523

(注) []の営業収益は、売上高と営業収入の合計額であります。

連結株主資本等変動計算書

(2021年2月21日から2022年2月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,117	15,017	50,273	△1,674	77,733
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,139		△1,139
親会社株主に帰属する当期純利益			1,523		1,523
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		16	14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2	383	16	397
当期末残高	14,117	15,015	50,656	△1,658	78,131

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	50	△309	△258	51	220	77,747
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,139
親会社株主に帰属する当期純利益						1,523
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	88	△85	3	△6	29	26
連結会計年度中の変動額合計	88	△85	3	△6	29	423
当期末残高	139	△394	△255	45	249	78,170

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月1日

株式会社 オークワ
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員指定社員 公認会計士 川越 宗一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークワの2021年2月21日から2022年2月20日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月1日

株式会社 オークワ
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員指定社員 公認会計士 川越 宗一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オークワの2021年2月21日から2022年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オークワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月21日から2022年2月20日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においては内部監査室の業務監査報告に基づき、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月4日

株式会社オークワ 監査役会

常勤監査役 池 崎 好 彦 ㊞

監 査 役 大 塚 和 彦 ㊞

監 査 役 栗 生 建 次 ㊞

監 査 役 八 島 妙 子 ㊞

(注) 監査役栗生建次及び監査役八島妙子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

トピックス

トピックス

1

東証新市場区分「プライム市場」に移行しました

- ・ 当社は、2022年1月11日付で株式会社東京証券取引所より公表された新市場区分の選択結果のとおり、同年4月4日より「プライム市場」に移行しました。
- ・ 「プライム市場」に上場する企業として、今後も株主の皆様よりご支援いただけますよう、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

1987年

大阪証券取引所市場第二部に上場

2022年4月より

東京証券取引所プライム市場に移行

1990年

大阪証券取引所市場第一部に上場

2001年

東京証券取引所市場第一部に上場

PRIME
TOKYO

トピックス

2

新たに自家消費型太陽光発電所が3事業所稼働しました。

- ・ 2022年3月スーパーセンター河南店（大阪府南河内郡河南町）スーパーセンター中津川店、中津川中村店（岐阜県中津川市）の3事業所にて新たに自家消費型太陽光発電所（PPA）が稼働いたしました。
- ・ 発電所規模は、
河南店 : 設置太陽光パネル枚数1,008枚、年間発電量計画544,000Kwh
中津川店 : 設置太陽光パネル枚数1,440枚、年間発電量計画648,000Kwh
中津川中村店 : 設置太陽光パネル枚数540枚、年間発電量計画258,322Kwh
となります。

当社の太陽光発電所は、売電型6事業所、自家消費型7事業所となりました。



(写真：SUC河南店)

トピックス

3



サステナビリティ方針を策定しました

- ・2021年9月人事総務本部に、「サステナビリティ推進室」を新設し、2021年12月「サステナビリティ方針」を策定しました。お客様の生活に欠かせない社会インフラとして、持続的・安定的な経営の確立を目指し、取組みを進めてまいります。

私たちの目指すもの～オークワ経営ビジョン～

「変わらぬ想いで、変わり続けるスーパーマーケット」

環境、社会、経済などの変化に適応し、顧客ニーズに即した便利さと買い物の楽しさを提供する店舗づくりで、お客様の生活に欠かせない地域の生活インフラとして貢献し続けます。

トピックス

4

「オークワ中津川中村店」オープン

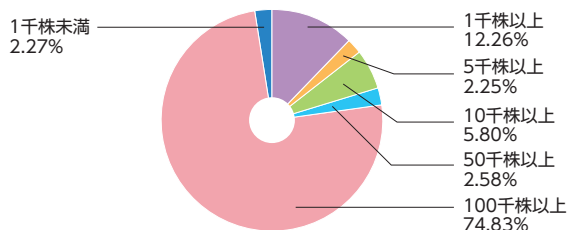
- ・3月24日岐阜県中津川市に、岐阜県下では15店舗目、株式会社オークワとしては147店舗目となる「オークワ中津川中村店」をオープンしました。中津川市には2店舗目の出店となり、更なる地域シェアのアップを図っていきます。



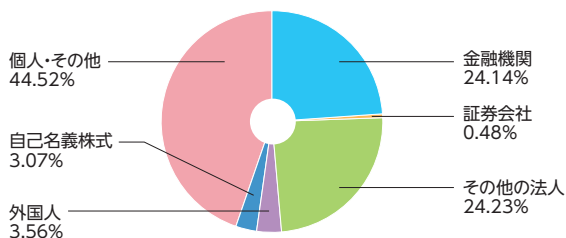
株主分布状況

2022年2月20日現在

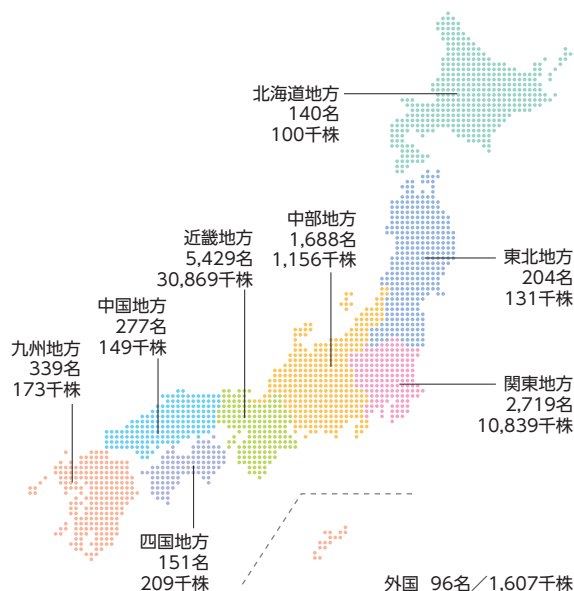
所有株式数別



所有者別



地方別



株主優待のご案内

当社は、毎年2月20日現在の株主名簿に記載のある100株以上の株式を所有されている株主様を対象に株主優待制度を実施しております。



ご所有株式数	贈呈額 (オークワ商品券)	発送時期
100株 ~ 999株	500円分	毎年5月
1,000株~1,999株	3,000円分	
2,000株以上	5,000円分	

※商品券は、オークワ・オークワグループ各店で共通してご利用いただけます。
 ※当社出店エリア(和歌山県・奈良県・大阪府・三重県・愛知県・岐阜県)以外にご在住の株主様には、ギフト券をお届けさせていただきます。

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社オークワ教育研修センター 4階大ホール
和歌山市中島184番地の3

☎ 073-425-2481

会場住所をカーナビゲーションに入力されると別の所在地を指し示す場合がございます。
その場合、「オークワ本社」でご検索いただけますようお願い申し上げます。

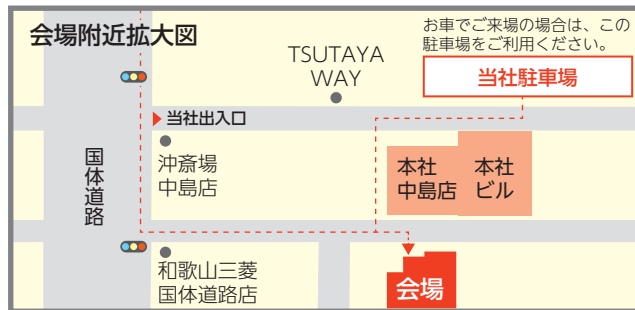
交通機関

○JR紀勢本線

「宮前駅」から徒歩で約15分

「和歌山駅」中央口から

バスで約10分（北中島バス停下車）



～株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い～

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付の前に株主様の検温をさせていただきます。発熱がある方や体調不良と見受けられる方におかれましては、ご入場をお控えいただく場合がございますこと、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、手指消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。
- 会場の座席は間隔をあけた配置としておりますため、ご来場数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株式会社 **オークワ**

<http://www.okuwa.net/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。